

○さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例

平成26年12月22日

条例第82号

改正 平成28年12月28日条例第50号

平成30年7月5日条例第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、さいたま市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員に係る基準及び当該職員の員数等を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 センターは、次条第1項各号に掲げる職員その他の職員が協働して包括的支援事業その他介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の64に規定する事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 センターは、各被保険者を介護する者に対しての支援等を実施することにより、当該介護する者の心身の状況の改善に努めなければならない。

(人員に関する基準)

第3条 センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準じる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準じる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者）にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準じる者 1人

- 2 センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合には、センターの人員配置基準は、おおむね2,000人まで増加するごとに、原則として、前項に定める職員に同項各号に掲げる者のうちいずれか1人を加えるものとする。この場合において、センターは、同項各号に掲げる者間の員数の均衡を失しないよう努めなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると、市が設置する介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会（次条において「地域包括支援センター運営協議会」という。）において認められた場合には、センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

（一部改正〔平成28年条例50号・30年46号〕）

（地域包括支援センター運営協議会）

第4条 センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日条例第50号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成25年度までに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「主任研修」という。）を修了した者に対するこの条例による改正後のさいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例第3条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄

に掲げる区分に応じ、同号中「主任研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成23年度までに主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成31年3月31日までの間
平成24年度及び平成25年度に主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成32年3月31日までの間

附 則（平成30年7月5日条例第46号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）については、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までの間は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しているものとみなす。
- 3 前項の規定により介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（同号イ(3)の規定により、同号イ(3)に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。）以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号イ(3)に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には適用しない。
- 5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、この条例の施行の日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。